多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要（変更）

令和８年７月１０日
横　　手　　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
１号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地　域	重点区域との重複の有無		
		○		横手市平鹿地域	無	R6～R10 年度	平鹿環境保全型農業推進グループ
		○		横手市雄物川地域	無	R6～R10 年度	雄物川地区環境保全団体
		○		横手市十文字地域	無	R6～R10 年度	十文字地区環境保全団体
		○		横手市 樽見内集落先　ほか	無	R7～R11 年度	農事組合法人　樽見内営農組合
		○		横手市 下村集落先　ほか	無	R7～R11 年度	農事組合法人　下村営農組合
		○		横手市 八柏集落先　ほか	無	R7～R11 年度	農事組合法人　柏農興